



令和7年度沖縄市若者就業支援

プログラム補助金について

沖縄市では、一般社団法人沖縄産業開発青年協会第166期青年隊へ入隊(令和7年4月)される方へ、資格取得のための受講及び技能指導等に要する費用を補助します。

訓練期間：令和7年4月12日(土)～令和7年9月13日(土)

目的

貧困の連鎖を断ち切るため経済的に困窮する若年者に対し、就業する際に有利となる資格取得等に係る費用について補助し、就業の機会を拡大・創出するとともに、失業率の改善を図る。

交付要件

- 1.日本国籍を有し、沖縄市に住所を1年以上有する者
- 2.学校教育法で定める中学校を卒業した者又は卒業見込みの者
- 3.本プログラムと同様の他の補助金等を受給していない者
- 4.15歳から39歳までの者

※予算に限りがあるため、応募者多数の場合は選考になります。

交付額

【全額交付】生活保護世帯、市県民税非課税世帯に属する者

【半額交付】上記以外の世帯に属する者

18歳以上	695,000円 (全額)	347,500円 (半額)
17歳,16歳	665,000円 (全額)	332,500円 (半額)
15歳	635,000円 (全額)	317,500円 (半額)

資格一覧

- 1.車両系建設機械運転技能講習修了証
- 2.ガス溶接技能講習修了証
- 3.アーク溶接特別教育講習修了証
- 4.玉掛技能講習修了証
- 5.小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 6.フォークリフト運転技能講習修了証
- 7.ローラー特別教育講習修了証
- 8.車両系建設機械運転技能講習(解体用)修了証
- 9.伐木特別教育修了証
- 10.刈払機特別教育修了証
- 11.大型特殊自動車免許証(18歳以上のみ)
- 12.無人航空機操縦者技能証明書(16歳以上のみ、学科・実地講習実施)



**募集期間は
令和7年3月21日(金)まで!**

問合せ先

沖縄市役所 2階 経済文化部 企業誘致課
〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号
TEL: 098-939-1212 内線: 3244
※直接、窓口でのお申込みになります。



※本事業は、令和7年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続きであり、予算成立後に効力が生じるものであることを、あらかじめご了承ください。

～申請の手続きについて～

受付期間：令和6年12月5日（木）～令和7年3月21日（金）※土日・祝日を除く
時間：午前9時～午後5時まで
応募方法：窓口申込

【提出書類】

- ①若者就業支援プログラム補助金交付申請書（様式第1号）
 - ②住民票謄本（申請者の属する世帯全員の住民票の写し）
 - ③市県民税所得課税証明書（生活保護世帯以外の方が提出）
- ※申請者含め、申請者の属する世帯全員分の所得課税証明書を提出して下さい。
- ④生活保護証明書（生活保護世帯の方が提出）
 - ⑤沖縄産業開発青年協会に提出した志願書の写し
 - ⑥健康診断書の写し（3ヶ月以内に受診した健康診断）

～交付決定の流れ～



(補助金申請者)

若者就業支援プログラム補助金交付申請書（様式第1号）の提出



(市)

①養成期間の合格を確認



② 交付決定



③若者就業支援プログラム補助金
交付・不交付決定通知書（様式第2号）にて通知



(補助金申請者)

- ①若者就業支援プログラム補助金概算払等申請書（様式第7号）
- ②若者就業支援プログラム補助金請求書兼受領委任状（様式第9号）を提出

～交付決定の変更、取消及び返還～

【変更、取消】

補助金決定者において、次のいずれかに該当した場合は、若者就業支援プログラム補助金交付変更・交付取消決定通知書（様式第12号）にて、決定を変更又は取り消しを通知します。

- (1)若者就業支援プログラム補助金申請内容変更・受給資格届を受理したとき。
- (2)交付要件に変更があることを知ったとき。
- (3)特別な理由がなく養成期間を途中で退校又は退所したとき。
- (4)養成期間への入校又は入所を取りやめたとき。
- (5)虚偽その他不正な手段により補助金を受給したと認めるとき。

【返還】

補助金交付決定者において、次のいずれかに該当した場合は、決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還していただきます。

- (1)特別な理由がなく養成機関を途中で退校又は一部を返還していただきます。
- (2)虚偽その他不正な手段により補助金を受給したと認めるとき。
- (3)その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。